

日本学生支援機構奨学金

平成 30 年度 異動手続期限について

日本学生支援機構奨学金の貸与期間中に異動（休学、退学、留学する場合、奨学金を辞退する場合、貸与月額、振込口座、利率等の変更を希望する場合等）がある場合、以下の提出期限までに学生サービス課奨学支援係まで必要書類を提出してください。届出様式は窓口でも配付していますが、本学 HP からダウンロード可能です。

大学 TOP ページ > 学生生活 > 生活支援 > 奨学金 > 日本学生支援機構奨学金 > 採用後の手続き > 異動 > 各種異動に関する様式集

異動内容	届出様式	提出期限
奨学金を辞退する場合	「異動願（届）」	辞退希望月の前月 20 日
退学する場合	「異動願（届）」	学務課に退学願を提出した日
休学する場合	「異動願（届）」	学務課に休学願を提出した日
留学により奨学金を休止する場合（※1）	「異動願（届）」	留学開始月の前月 20 日
休学・留学期間が終了し、休止中の奨学金の再開を希望する場合	「異動願（届）」	休学・留学が解消された月から 3 ヶ月以内（※2）
奨学金の貸与月額を変更する場合	「貸与月額変更願（届）」	月額変更希望月の末日まで（※3） （変更の反映月は提出日の属する月の 2 カ月後） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><平成 30 年度内の月額変更最終受付期限></p> <p>平成 31 年 3 月貸与終了予定者 …平成 30 年 11 月 30 日</p> <p>上記以外の者 …平成 31 年 1 月 31 日</p> </div>
奨学金の振込口座を変更する場合	「奨学金振込口座変更届」	変更希望月の前月 20 日
改氏名した場合	「改氏名届」	金融機関での振込口座の名義変更後できるだけ速やかに
住所変更した場合	「住所変更届」	随時

異動内容	届出様式	提出期限
連帯保証人、保証人を変更する場合	「連帯保証人・保証人等変更届」	随時
奨学金の返還方式(定額返還方式⇔所得連動返還方式)を変更したい場合 (平成 29 年度以降の第一種奨学金採用者のみ) 貸与終了後は、定額返還方式→所得連動方式への変更のみ可能。	「第一種奨学金返還方式変更届」	平成 31 年 3 月貸与終了予定者 …平成 30 年 11 月 30 日 上記以外の者 …貸与終了月の前々月末まで
利率の算定方式を変更する場合 (第二種奨学金のみ)	第二種奨学金「利率の算定方式」変更届	
貸与期間を延長したい場合 (第二種奨学金のみ) 留学・病気療養・ボランティア活動・被災等の理由により延長が必要と認められる場合に限ります。	「第二種奨学金貸与期間延長願」	

- (※ 1) KIT グローバル人材育成プログラムグローバルインターンシッププログラム(派遣)奨学金、トビタテ！留学 J A P A N 給付金を受給する人は奨学金継続が可能です。またその他留学予定者も条件次第では継続可能ですので、事前に学生サービス課奨学支援係にお問い合わせください。
- (※ 2) 復活後の奨学金振込開始月は、原則、異動願の提出日の属する月の 2 ヶ月後以降となります。また復活希望月は、学籍上の日付に併せるか、卒業に併せるか、どちらかを選択することが出来ます。詳しくは学生サービス課奨学支援係にお問い合わせください。
- (※ 3) 貸与月額を減額したい場合は、貸与状況により変更可能な月が変わることがあります。詳しくは学生サービス課奨学支援係にお問い合わせください。

学生サービス課奨学支援係
075-724-7143
shogaku@jim.kit.ac.jp